

## 2025 年人事院勧告について（談話）

2025年8月8日

日本医療労働組合連合会

書記長 米沢 哲

8月7日、人事院は2025年度の国家公務員給与に関し、官民較差「3.62%」に基づく月例給の改定と、一時金については0.05月引上げなどを柱とした引き上げ勧告を行った。

一般職高卒初任給を12,300円（+6.5%）、同大卒初任給を12,000円（+5.5%）引き上げ、医療職（三）表の高卒後3年課程修了看護師初任給も14,000円（+5.6%）、福祉職初任給は12,900円（+6.0%）引き上げた。俸給表の改定は、若年層（30歳台後半）までの号俸に重点が置かれているが、再任用職員も含めた全体の引き上げとなり、中高年層についても昨年の引き上げ率を上回る勧告となった。また、一時金についても、年間0.05月の引き上げを勧告した。月例給、一時金ともに4年連続での引き上げの勧告ではあるが、この間の物価上昇には追いつくものとはなっておらず、生活改善に資する勧告であるとは到底言えない。改めて、生計費原則にもとづく勧告を強く求める。医療職・福祉職についても一般職と同水準での引き上げとなっているが、人員不足が深刻な医療・福祉現場の改善に資するものとはなっていない。ILOの看護職員勧告（第157号）が提唱する「看護職員をその職業に引き付けかつ留めておくような水準」の賃金につながる勧告は急務である。

長引くエネルギー・物価高騰は労働者の生活を圧迫しており、物価上昇を上回る大幅賃上げが必須な情勢となっている。25春闘では、昨年に引き続き大企業を中心に5桁・5%を超える賃上げとなったが、厚生労働省の毎月勤労統計調査（6月分）によれば、実質賃金は今年に入って6カ月連続で減少となっており、物価高騰に追い付く賃上げにはなっていないことが明らかになっている。政府は、骨太の方針2025の中で「賃上げこそ成長戦略の要」と打ち出している。であるならば、民間の賃上げをリードするような大幅な引き上げの勧告が為されて然るべきであるが、今回の勧告は25春闘での民間の賃上げをも下回る水準となっている。労働者・国民の賃上げを図り、以て経済・財政の回復を目指すのであれば、抜本的な改善につながる勧告を行うべきである。加えて、自治体立や人勧準拠など人事院勧告の影響を強く受ける医療機関・介護施設への対策も不十分である。低水準な公定価格（診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬）の下で、2024年には人事院勧告通りの賃金改定を見送るという事態が多数発生した。こうした事態をふたたび引き起こさないためにも、人事院勧告に準拠する医療機関・介護施設の確実な実施につながる対策を講ずる責任も果たすべきである。

23春闘以降、民間の賃上げ傾向とは対照的に、医療・介護・福祉労働者の賃上げは置き去りになっている。他産業との賃金格差は広がっており、そのことが深刻な離職増・採用難の原因にもなっている。来年に実施が予定される診療報酬の改定を大幅な賃上げに資する内容とさせ、同様に介護報酬・障害福祉サービス等報酬の臨時改定を実現させとするためには、今秋からの取り組みが極めて重要となる。日本医労連は、国民の医療・介護・福祉をまもるために、医療・介護・福祉労働者の権利を守り、大幅賃上げを実現する産別運動を旺盛に展開し、奮闘する決意である。

以上